

人身損害における「勤労意欲に乏しい者」の 逸失利益算定に関する一考察

A Study on the Lost Profit Calculation about the “Person Shortly Motivated for Working” in Physical Damage

谷 口 聡

Satoshi Taniguchi

On the damage claim concerning about physically injured person, accepted opinion and judicial precedent generally admit to add the “Lost Profit” to the sum of compensation. And there exist the discussion that such “Lost Profit” should be admitted even when the victim is out of work or get only short income by the reason of shortly motivated for working at the time of injury.

Although the Judgement of Supreme Court in 1969 denied the “Lost Profit” of “Person Shortly Motivated for Working”, this paper examine the Judgement from critical point of view.

〔キーワード：交通事故、損害賠償、人身損害、逸失利益、無職者〕

はじめに

交通事故などによる人身損害の発生において損害賠償訴訟が提起される場合、裁判実務では、その人身損害の算定をいわゆる個別項目積み上げ式と呼ばれる方法により行っている。財産的損害については積極的損害と消極的損害、これに非財産的損害として慰謝料が積算される。このうち、消極的損害、つまり「得べかりし利益」といわれる「逸失利益」の算定に関しては、かつて議論が活発な時期があったが、近年は裁判実務を大きく動かす学説や最高裁判決は出されていない。しかし、下級審には少なからず動きがあるようにも見受けられる。

本稿は、人身損害算定における「逸失利益」の算定について、いわゆる「勤労意欲が乏しい者」であり、事故当時の現実の収入がゼロであったり、収入があっても生活費用を下回る者である場合に、これを否定すべきか認容すべきかについて検討するものである。

特に、最高裁判所平成44年12月23日の判決（後掲）

は、勤労意欲が乏しく、毎月の収入額が生活費用を下回っていた者に関する事案において、逸失利益を否定した事例である。最高裁はこの判決内容を現在に至っても変更していないが、そのような判例理論は維持されるべきなのか、検討を加えたい。

I 問題提起としての最判昭和44年12月23日

損害賠償訴訟における、いわゆる「勤労意欲に乏しい者」の逸失利益について、最も初期の下級審裁判例には、次のような☆001判決がある。

☆001 大阪地判昭和41年11月24日（判時473号21頁）

【事実概要】

訴外Aは大型貨物自動車を運転中に訴外B（太田信松）運転の自転車と接触し、Bを即死させた事案において、Bの遺族Xらは、Aの運行供用者であるY1会社およびY1会社代表取締役Y2に対して損害賠償を請求した。「損害」が争点の一つとなった。

【判決主文】棄却

【判決要旨】

Bの「素行の悪さ」とその「素行は一向におさまら」

なかったこと、また、「罪を犯して警察や裁判所の厄介になったことも四、五回あった」ことなどが認定された。そして、以下のように判示された。「亡信松は死亡当時定職なく各地を浮浪していたことが推認されるのであり、将来同人が大工としてまじめに稼働できたかどうか甚だ疑わしいといわざるを得ない。したがって原告らの出張するような見込み利益はこれを認めがたいし、また信松が日傭労働者として稼働する可能性があると看做しても、その生活費以上の収入を得ることができたと認めるにたる証拠はないので、結局亡信松には見込み利益喪失による損害ありとはいえないのである」。

このように、当初、下級審は「勤労意欲に乏しい者」で、収入額が生活費に満たない者の逸失利益を否定していた。この事例についての判例評釈もなされている¹。

その約2年後に、同様な事例、すなわち、勤労意欲に乏しい者に関する裁判例(☆002)が確認される。この判例は、後掲最判昭和44年12月23日の第一審である。次いで、その控訴審(☆003)で後掲最判昭和44年の原審が下される。そして、☆004の後掲最判昭和44年は原審を支持した。

☆002 松山地西条支判昭和43年5月24日(判時584号70頁ほか)

【事実概要】

昭和40年11月29日被告Y運転の小型貨物自動車は訴外A(鈴木寛次郎)運転の自転車に衝突し、訴外Aが頭蓋骨骨折などを受傷して翌日死亡した事案で、訴外Aの遺族XらがYに対して損害賠償を請求した。

【判決主文】一部認容、一部棄却

【判決要旨】

◇「得べかりし利益の喪失による損害」の判断において、以下のように判示された。訴外Aは、「採石場で、労働者として日給九〇〇円ないし一、〇〇〇円で働くことになったが病弱のためか勤労意欲にとぼしく、かつ、昼間から飲酒にふけることもあって、一月には約六日(収入合計約六、〇〇〇円)、一月には約七日(収入合計約七、〇〇〇円)しか働かなかつたことが認められ、右認定に反し、この点にかんする原告ら主張事実にそう〔証拠略〕は前掲各証拠に対比してたやすく措信し難く、他に右原告ら主張事実を認めるに足りる的確な証拠はない。した

がつて、鈴木には本件事故による得べかりし利益の喪失はないものというべきである」。

◇慰藉料については、一部認容された。

☆003 高松高判昭和44年4月10日(判タ243号201頁ほか)

【事実概要】

☆002判決参照

【判決主文】控訴棄却

【判決要旨】

「労働者が一時的に稼働能力を失ったとしても、そのことから直ちに将来の得べかりし利益がないものと判断することの許されないことというまでもないが、原判決がそのような判断をしているのでないことは判文上明らかである。原判決が認定した事実(中略)によると、訴外鈴木寛次郎について、将来の得べかりし利益の存在をたやすく認め難く、仮にその利益が絶無でないにしても、その数额を到底具体的に認定することができないというべきである。・・・これを要するに、鈴木木の得べかりし利益の存在については、その証明がないというべきである」。

【留意事項】

一般論として、稼働能力を一時的に失った者の逸失利益が認められないというわけではないという譲歩を示しているものの、結論的には、逸失利益を否定している。

☆004 最判昭和44年12月23日(集民97号921頁、判タ243号199頁ほか)

【本判決の主要な意義】

「勤労意欲に乏しい者」の逸失利益算定に関して、これを認容しないとした最高裁判決

【判決主文】 棄却

【判決要旨】

「原審の確定した原判示の事実関係、とくに、訴外鈴木寛次郎は本件事故死の当時同人自身の生活費として一ヶ月に少なくとも金八、二五〇円を要したものであるところ、同人は病弱にして勤労意欲に乏しく、かつ、昼間から飲酒にふけることもあって、同人の右事故死の当時の収入額は右生活費の金額にも満たなかつた、

¹ 坂幸憲「無職で素行不良の者の逸失利益」『交通事故判例百選』(1968)112頁。

という事実関係は、挙示の証拠関係に照らして、首肯することができないわけではない。そして、右事実関係のもとにおいて、右鈴木寛次郎が右事故死の結果喪失した将来得べかりし利益の存在ないし金額はたやすく認定することができない、とした原審の判断は、正当として是認することができないわけではない。

本稿は、この最判昭和44年12月23日の判決について、疑問を呈示することを目的としている。なお、本判決については、判例評釈があり、竹屋芳昭教授は、以下のように述べられている。「最近の賠償額の定額化の傾向、したがって逸失利益の算出が困難な場合でも種々の資料を用いて算出していかうとしている判例の動向からすれば、本件判例はやや疑問の残る判例といえる。」「本人が将来において日雇労働者が受け取るであろう日給の何割かは取得するであろう蓋然性は、幼児のそれと比較して決して低いものとはいえないのではなかろうか」²。

II 学説における昭和30年代までの損害論

人身損害を論じるにあつて、わが国の民法典立法に遡ってその議論の展開を簡潔に振り返りたい。これについては、高橋眞教授の文献³、吉村良一教授の文献⁴と潮見佳男教授の文献⁵が参考になると思われる。

わが国の民法典の立法においては「損害概念」は詳細に考えられていなかった⁶。明治時代から大正時代にかけて、ドイツ学説が石坂音四郎博士⁷や中島玉吉博士⁸らによって継受され、「差額説(Differenztheorie)」とその批判説である「具体的損害説(Theorie der Konkretenschaden)」が論じられたとされる⁹。

しかし、これらは、「債務不履行」の「財産的損害論」として論じられたものであり、戦後のわが国における人身損害論との直接的な接合性はなかったと思われる¹⁰。

そして、昭和30年代に入り、わが国におけるモータリゼーションが急激に進展すると、交通事故と、それに伴う交通事故民事損害賠償訴訟が急増し、差額説を基礎に形成されていた人身損害における伝統的通説・判例に対して、批判的な見解が登場する¹¹。西原道雄教授が提唱した「死傷損害説」¹²や、その発想を支持した上で発展させた淡路剛久教授の「評価段階説」¹³などである。

ただし、一方では、伝統的な差額説に基にした通説が財産的損害算定論としては、維持されていた。加藤一郎教授は、「不法行為が成立するためには、加害行為によって損害が発生したことが必要である。」「損害としては、まず、現実的な損害が発生しなければならない」¹⁴とされていたし、於保不二雄博士も「損害とは、法益について被った不利益をいう。これは、もし加害原因がなかったとしたならばあるべき利益状態と、加害行為がされた現在の利益状態との差である。」という損害概念を示されていた¹⁵。

III 逸失利益算定一般論の展開

判例・裁判例においては、損害を積極的損害、消極的損害と精神的損害の三項目に分けて、それぞれを積算するいわゆる個別項目積み上げ方式といわれる人身損害算定方法が早くから定着していた。そのうち、消極的損害である「逸失利益」については、昭和40年代に入った頃から、「死傷損害説」や「評価段階説」における「人間の平等」という観念や賠償額の定額化という動きを受けて、「労働能力喪失説」や「稼働能力喪失説」が下級審裁判例において多く採用されるようになった。梶本俊明判事、吉岡進判事、加藤和夫判事といった下級審裁判官の見解や、四宮和夫博士、野村好弘教授らといった研究者、そして、楠本安雄弁護

2 竹屋芳昭「逸失利益(7)―無職で勤労意欲の乏しい者の場合」『交通事故判例百選 [第四版]』(1999) 124頁以下。

3 高橋眞「損害論」星野英一編集代表『民法講座 別館1』(有斐閣 1990) 205頁。

4 吉村良一『人身損害賠償の研究』(日本評論社 1990) <但し、「第一部 人身損害賠償論の展開」の初出は「立命館法学180号、185号、187号」>。

5 潮見佳男「財産的損害概念についての一考察」判タ687号(1989) 5頁。

6 前掲高橋・218頁。

7 石坂音四郎『日本民法第三編債権総論上巻』(有斐閣 1921) 282頁以下。

8 中島玉吉『民法釈義 卷之三 債権総論上』(有斐閣 1921) 501頁以下。

9 前掲高橋・219頁。

10 前掲高橋・245頁参照。

11 前掲吉村『人身損害賠償の研究』・80頁以下参照。

12 西原道雄「人身事故における損害賠償額の法理」ジュリスト339号(1966) 25頁。

13 淡路剛久「損害と損害の金銭的評価に関する一考察」不法行為法研究会編『交通事故賠償の現状と課題』(ぎょううせい 1979) 173頁。

14 加藤一郎『不法行為法 増補版』(有斐閣 1974) 148頁。

15 於保不二雄『債権総論 新版』(有斐閣 1972) 135頁。

士らによって、「労働能力喪失説」「稼働能力喪失説」主張され、支持された¹⁶。これは、被害者が事故当時に現実に得ていた収入そのものを根拠として逸失利益を算定するのではなく、その受傷・死亡によって失った労働能力がどれほどであったかを評価して、算定根拠とするものである。無職者である幼児や専業主婦などの者について逸失利益を理論的に根拠づける上で大きな意味があった見解といえる。

IV 逸失利益算定に関する最高裁判論の形成

本章では、昭和40年代における最高裁判所の無職者に関する逸失利益の算定理論の形成を概観したい。

まず、最高裁の基本的な立場は、現実に発生した損害を個別具体的に算定する「現実損害説」に立っているとされる(最判昭和42年11月10日(民集21巻9号2352頁ほか))。そして、無職者のうち、幼児については、当初は逸失利益を認めていなかったが(最判昭和37年5月4日(民集16巻5号1044頁ほか))、後にこれを認めるに至る(最判昭和39年6月24日(民集18巻5号874頁ほか))。その後さらに、専業主婦についても、逸失利益を最高裁として認めることとなった(最判昭和49年7月19日(民集28巻5号872頁ほか)、最判昭和56年10月8日(集民134号39頁、判時1023号47頁ほか))。

概して、有職者については現実的損害説が採られ、無職者については、労働能力喪失説、賃金センサスに基づいて逸失利益が認容されるという構造となっている¹⁷。このような構造について、澤井裕教授は、以下のように述べている。最高裁が、主婦・若年者について逸失利益を認めていることに触れつつ、「最高裁は、有職者については現実所得方式を、無職者については規範的評価をする理由についてなんの説明もしていないが、後者は労働能力喪失説の考え方に立っていると いわざるをえない」¹⁸。

V 研究者・実務家の「勤労意欲に乏しい者」の逸失利益算定論

II章およびIV章の検討から、無職者については、「失業者」や「勤労意欲に乏しい者」の逸失利益の算定のみが最高裁では認容されていないという理論構造になっているが、そのような「失業者」や「勤労意欲に乏しい者」で現実の収入のない者に関する実務家の

見解を含めた学説は以下のものである。

最判昭和44年以前において、井口牧郎最高裁判事局第二課長と牧野利秋最高裁判事局判事補は、「無職者の得べかりし利益喪失による損害について、「・・・労働意欲により差等を設け、怠惰なため働かないような場合は、喪失利益を否定される場合もあろう」¹⁹とされていた。

しかし、その後のほとんどの見解は、逸失利益を一定程度認めるべきとするものとなった。

伊藤文夫氏と高橋実喜次氏の見解においては、無職者の逸失利益について、「現在の実務は、無職者について、事故時において身体・精神に異常がなく労働能力と労働意思を持っている者についてのみ逸失利益を認める傾向が強いが(最判昭44・12・23判時584号69頁)、現に労働意思を持っていない者についても、将来的には労働意思を持つ可能性が全くないわけではなく、否定するについては慎重な配慮が必要である」としている²⁰。

現実損害説を主張していた加藤一郎教授も木宮高彦弁護士との共著書において、「個別的な逸失利益を求めることが困難ならば、一般労働者としての平均賃金を根拠にして算定するほかはないと思われます」としている²¹。

楠本安雄弁護士は、「主婦・年少者以外の無職者にはさまざまなタイプがあるが、・・・その職種の平均的所得額を手がかりにして稼働能力を評価することになろう。それが不可能な場合は、一般的な平均賃金に

16 梶本俊明「労働能力喪失・低下による損害」判タ212号(1967〔昭和42年〕)100頁以下、吉岡進「交通事故訴訟の課題」鈴木忠一、三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座3』(日本評論社1969)3頁以下、加藤和夫「後遺症による逸失利益の算定」有泉亨監修・坂井芳雄編『現代損害賠償法講座7』(日本評論社1974)187頁以下、四宮和夫「不法行為による人身損害に関する考え方の対立について」奥田昌道編集代表『林良平先生還暦記念論文集 現代私法学の課題と展望 上』(有斐閣1981)129頁以下、野村好弘「交通事故における損害と損害額」判タ212号(1967)20頁以下、楠本安雄「逸失利益の算定と所得額」『現代損害賠償法講座7』(日本評論社1974)133頁以下。

17 潮見佳男『不法行為法』(信山社1999)246頁、吉村良一『不法行為』(有斐閣1996)128頁以下参照。

18 澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為〔第2版〕』(有斐閣1996)114頁。

19 井口牧郎・牧野利秋「交通事故による損害賠償の範囲に関する諸問題」ジュリスト339号(1966)34頁。

20 鈴木潔・川井健・小川昭二郎・宮原守編『注解交通損害賠償法』(青林書院1982)〔伊藤文夫＝高橋実喜次分担執筆〕485頁。

21 加藤一郎・木宮高彦『自動車事故の法律相談』(有斐閣1966)118頁。

よる抽象的算定も是認されるべきである。・・・労働しない金利生活者や浮浪者・職業的犯罪者の稼働能力の評価額が低くなるのは当然であるが、彼らといえども将来必要に迫られ、あるいは一念発起した場合に稼働しうべき能力を奪われたことに対しては賠償を受けうるはずで、それをゼロと見るべきではない」としている²²。

山口成樹教授は、「子供や失業者も将来の一定時には就労するものと想定すべきであって、後遺障害のためにその就労が不可能となったのであれば、将来の逸失利益は発生する。要は就労の蓋然性の程度次第であって、ここに原理的問題は存在せず、伝統的逸失利益概念は健在である」としている²³。

四宮和夫博士も、労働能力喪失説に立脚することを明言しつつ、最判昭和44年12月23日(判時584号69頁)を批判して、「勤労意欲の乏しい者」について、「いつまでもその状態が続くという保障はない以上、労働能力喪失による賠償を認めるべきである」としている²⁴。

淡路剛久教授もシンポジウムの発言において、「・・・働く意志のない者の場合ですが、「意志」というのは甚だはっきりわからないわけで、将来働く意志に変わるかもしれませんし、曖昧な要素でもってこれを否定するというのも妥当ではない」としている²⁵。

VI 下級審裁判例の動向

以下、☆005から☆013まで、失業者などの逸失利益に関して、認容し、または、否定した比較的近時の下級審裁判例を概観する。

☆005 東京地判昭和47年8月16日(判タ286号344頁)

【本判決の主要な意義】

事故当時に定職不明の者について逸失利益を控え目な算定により認めた事例

【事実概要】

判例掲載資料からは詳細不明。交通事故により死亡した者の遺族による加害者側への損害賠償請求の事案であると思われる。

【判決主文】棄却

【判決要旨】

◇交通事故で死亡した被害者について、「現在に至るも、事故当時の同訴外人の定職については分からないことの各事実が認められる」としている。

◇一般論として、「逸失利益は現在の諸事実から将来に向って得るであろう収入、稼働期間等に高度の蓋然性を認めて損害を算定するのが一般的であるが、必ずしもそれに止まらず、主婦のように労働能力はあるが独立して収入を得ない者、あるいは幼児のように、現時点において労働能力のない者にもある程度将来の収入を擬制もしくは想定して、生命侵害という全体としての損害総額の均衡上、加害者・被害者間の説得的技術として損害費目の一つとして損害算定することも、許されているのである。それ故被害者の事故当時の収入が一応の基準になるといつても、それに尽きるものではない」とした。

◇その上で、本件につき、「本件被害者のような者も、ある程度の労働能力自体は有するのであつて、それが事故で永久に喪失せしめられたことには変りがない。よつて右能力を控え目に評定することによつて何がしかの逸失利益を算定することも許されないことではない」とした。

◇その上で留意事項として、「ただ年少者のように将来の労働能力の上下について不確定な要素を含む者と、既に現実的に労働能力が低いことが判明した者あるいは収入を全く家計に入れず自ら費消してしまう者との間には、控え目な算出基礎といつても自ら差異(平均賃金のとらえ方あるいは生活費の占める割合等)があつて然るべきである」とした。

【留意事項】

◇勤労意欲自体は直接問題とされていない事例のようにも考えられる。

◇主婦や幼児などのように労働能力喪失を根拠とした逸失利益算定を一般論として肯定した上で、定職が事故当時不明であるものであつても逸失利益が認められるとしている。

☆006 札幌地判昭和50年5月16日(判タ329号183頁)

【本判決の主要な意義】

事故の約5年前から諸種の傷害で入通院を繰り返す

²² 楠本英雄「逸失利益の算定と所得額」『現代損害賠償法講座7』(日本評論社1974)153頁以下。

²³ 山口成樹「人身損害賠償と逸失利益(総論)」山田卓生編集代表・淡路剛久編『新・現代損害賠償法講座6』(日本評論社1998)190頁。

²⁴ 四宮和夫『不法行為』(青林書院1985)587頁。

²⁵ 淡路剛久「所得の高低問題」〔シンポジウム逸失利益算定の課題〕交通法研究10・11号129頁以下。

などしていた者について、労働能力喪失による逸失利益認定を否定した事例

【事実概要】

自動車のドアに指を挟まれ切断されたとする原告から、加害者および保険会社に対してなされた損害賠償請求の事案。

【判決主文】一部認容、一部棄却

【判決要旨】

◇「原告は本件事故日の五年程前から諸種の傷害を負って入通院を繰返し、殊に本件事故前約二年間は入院のため満足に就労できず、受領した保険金をもって生計の大部分を賄っていたものと推認できる。してみれば原告が本件事故当時において有していた労働能力およびこれによって得るであろう収入の程度を合理的に認定することができない」。

◇「原告は本件事故後においても傷害を負ったとして長期の休業をしているのであるから、将来において本件事故がなかつたとすれば原告が有するであろう労働能力および収入を合理的に算定することも極めて困難である」。「そうであるから、原告が本件事故によって被った労働能力喪失による逸失利益は結局認定することができない」。

◇治療費と慰謝料については損害賠償請求が一部認容されている。

【留意事項】

◇本件被害者は、本件事故の数年前から、交通事故などによる受傷を繰り返して、保険金を繰り返し受給してきた者であり、証拠はないものの、保険金目的の自傷行為とも思われる行為を繰り返した疑いをもたれるような者であり、かなり特殊な被害者に属すると言える。

◇そのような被害者が特殊な事例であることを考慮すれば、逸失利益を否定した結論自体は妥当なものであったと言わざるをえない。また、それゆえ、「勤労意欲に乏しい者」一般論を導出しうる事案であるとは考えにくい。

☆007 名古屋地判昭和53年8月9日(交民11巻4号1107頁)

【本判決の主要な意義】

事故当時37歳で定職がなかった者の逸失利益を労働能力喪失表をもとに算定した事例

【事実概要】

訴外A運転の四輪自動車が原告X運転の原動機付自転車と接触し、Xが受傷して後遺障害を残した事案で、Xが訴外Aの運行供用者Y会社に対して損害賠償を請求した。

【判決主文】棄却

【判決要旨】

◇「休業損害、逸失利益」という損害項目で、「原告は本件事故当時正業に就いておらず、定職がなかったことが認められる」とした。

◇その上で、休業損害については、「昭和四九年賃金センサスによると、小学新中学卒の男子労働者の三五歳から三九歳の男子労働者の…平均月額給与は一七万二四七五円であることが認められ、前記説示するところに徴して、原告は少なくとも一か月右と同額の収入をあげるだけの能力を有していたものと認むべきである」として損害額を算定。

◇後遺障害による逸失利益については、以下のように判示して認容。「後遺障害による逸失利益につき考えるに、原告の収入の明らかなる減少の事実を客観的に確定しうる証拠のない本件においては、労働基準局長通牒(労働省昭和三二年七月二日付基発五五一号)別表の労働能力喪失率表を参考にするほかなく、右喪失率表に前記認定の原告の障害の部位程度を考え合わせると、原告の労働能力喪失率は一四パーセント、労働能力低下の期間は二年と認めるのが相当である」として、賠償額を算定した。

◇このほか、治療費、附添費、入院雑費、慰藉料が認定されている。

【留意事項】

収入はあったが定職が認定されなかった者について、休業損害につき賃金センサスを使用し、後遺障害について労働能力喪失表に基づいて賠償額を認定している。

☆008 大阪地判昭和61年1月30日(交民19巻1号117頁)

【本判決の主要な意義】

事故当時無職であった47歳の男子につき賃金センサス平均賃金の8割を逸失利益として算定した事例

【事実概要】

歩行中であったX1(大橋義夫)は、Y1(分離前の被告)運転の普通貨物自動車と接触して受傷し、後遺障害を残した。X1により損害賠償請求がなされ、後にX2、X3に訴訟承継がされた。

【判決主文】一部認容

【判決要旨】

◇逸失利益の算定において、「本件事故から二年ほど前に肝臓病で入院したことがあるほか糖尿病の持病があつた者であり、当時四七歳の男子であつたこと、…約一八年間…勤務していたが人員整理のため退職し、それ以降失業保険等で生活していたが、…再就職することが決っていたこと」などが認定された。

◇そして、以下のように判示された。「右事実によれば、義夫は、本件事故当時無職無収入であつたから、本件事故により現実の減収は生じなかつたものであるが、就労が不能となるような健康上の障害はなく、一応就労の意欲も有していたものと認められ、再就職先も決っていたのであるから、再就職予定の昭和五一年三月以降について逸失利益を認めるのが相当であるが、義夫の従前の職歴、失業期間が一年以上に及んでいることから推測される就労に対する意欲の程度、再就職先における待遇の見込み等にかんがみると、逸失利益の算定基礎としては、昭和五一年度賃金センサス第一巻第一表産業計企業規模計学歴計の対応する年齢（四五ないし四九歳）の男子労働者の年間平均賃金の八割にあたる二五四万八一六〇円とするのが相当である」とした。

【留意事項】

事故当時に無職・無収入であつた者についても、一応の勤労意欲が認定された上で、賃金センサスの平均賃金の8割の額が逸失利益として算定されている。

☆009 千葉地判昭和62年8月7日（交民20巻4号1018頁）

【本判決の主要な意義】

事故当時に無職で家事などをしていた33歳の男子につき賃金センサス平均賃金の9割の額を逸失利益として算定した事例

【事実概要】

道路上に佇立していた訴外A（上遠野豊）がY1運転の普通乗用自動車に衝突され即死した事案で、訴外Aの遺族らがY1および運行供用者Y2会社に対して損害賠償請求をした。

【判決主文】棄却

【判決要旨】

「豊は、…本件事故当時は満三三歳であり、…会社を退職して無職の状態であつたことが認められると共

に、…精神分裂病に罹患し、本件事故直前まで…通院治療を受けており、この間は疲れやすく臥床勝ちとなる状態と家事の手伝いができる安定した状態を繰り返していたことが認められ、右認定を履すに足りる証拠はない。「右認定事実を総合すれば、豊の逸失利益については、統計資料による平均賃金を基準とするのが相当であるが、豊が平均的賃金をそのまま得られたものと推認するのは相当でなく、事故直前には入院治療を要していなかつたことを考慮しても、公刊されている昭和六〇年賃金センサス第一巻、第一表、男子労働者、産業計、企業規模計、学歴計三三歳の年間平均賃金額（賞与を含む）金四〇〇万一八〇〇円の約九割の収入を得るに止まるものと推認するのが相当である」とした。

【留意事項】

事故当時に無職であり、精神分裂病で通院しつつ家事などをしていた者について、賃金センサス平均賃金の9割を逸失利益として認定した。

☆010 東京地判平成8年1月31日（交民29巻1号190頁）

【本判決の主要な意義】

事故当時に無職の71歳の男子につき逸失利益を否定した事例

【事実概要】

被告Yは普通乗用車を運転して、後進させたところ、脚立の上で作業中であつた訴外Aの右脚立に衝突させ、訴外Aが転倒して受傷したが、約3か月後に受傷を原因として死亡した事案で、訴外Aの遺族XらがYに対して損害賠償請求をした。

【判決主文】一部認容、一部棄却

【判決要旨】

◇逸失利益の算定について、次のように一般論が判示された。「稼働に係る逸失利益は、当該事故がなければ従前と同様に稼働することによって得られるであろう収入があるにもかかわらず、当該事故によって稼働することが一部又は全部困難となつたため、得べかりし前記収入を失つたことを理由に認められるものであるから、原則として、稼働していない無職者については稼働に係る逸失利益を認めることはできないというべきであり、ただし、その者が本件事故当時現実に就労していなかつたとしても、将来において具体的に就業の機会を得て稼働収入を得ら

れたであろうにもかかわらず、当該事故によってそれが実現しなかったと認定することができる場合には、その稼働収入をもって逸失利益を算定することは当然に許容されるべきである」。

◇本件事案について、「たとえ、仮に、正行がシルバー銀行や職業安定所等の職業斡旋のための施設に行っていたり、日常生活で家事に係わる作業を担当したりしていたことが認められるとしても、具体的に就労の機会を得られる高度の蓋然性を認めるに足りる証拠がなく、また、正行が家事の一部を担っていたとしても、それは、人が生きるために必要な生活行為であるから、これを稼働収入の得られる労働として評価するのは相当ではない以上、同人に稼働収入に係る逸失利益を認めることは、かえって、衡平な観点からの適正な損害の回復を妨げることになり相当ではない。

【留意事項】

◇わが国の超高齢社会という状況においては、問題を提起する事例であるとは言える。

◇最高裁の採用してきた現実損害説においても、また、下級審が採用してきた労働能力喪失説においても、就職活動をしていてかつ家事をしている男性であるといっても、71歳という年齢を考えた場合には、やはり、結論的に、一般論としては、逸失利益を認めることは難しいと考える。その意味では、特殊な事例であるとも言えるのではないか。

☆011 神戸地判平成13年9月19日（交民34巻5号1294頁）

【本判决の主要な意義】

就労歴のある事故当時に無職無収入の43歳の身体障害者につき賃金センサスの年収の半額を基礎に逸失利益を認容した事例

【事実概要】

歩行中であつた訴外A（東巧）が、B更生会社が所有しY1が運転する大型貨物自動車に衝突され死亡した事案で、訴外Aの遺族Xらは、Y1および運行供用者であるB更生会社の管財人Y2に対して損害賠償を請求した。

【判決主文】一部認容、一部棄却

【判決要旨】

以下のように、逸失利益を認容し、算定した。すなわち、「亡巧は能力的に限界域にあって、身障二級の

認定を受けているところ、中学卒業後、平成六年七月から平成七年三月までは神戸市北区の建材会社で働き、月額約一〇万円から約一五万円の収入を得ていたこともあったが、阪神淡路大震災後は豊岡に戻り、特に仕事はしていなかったと認められる。しかしながら、…今後は働く意欲を見せていたことが認められるから、事故当时无職無収入であつたからといって、終生無収入であるとはいえない。よって、亡巧の状況からみて、平成一〇年賃金センサス男子労働者中卒計四二才の年収五〇三万二二〇〇円の半額を基礎とし、生活費控除五〇%、四三才から六七才までの二四年間のライブニッツ係数 一三・七九九で算定すると、一七三五万九八三一円となる」。

【留意事項】

「事故当时无職無収入であつたからといって、終生無収入であるとはいえない」との判示は重要なものとする。

☆012 大阪地判平成15年9月5日（交民36巻5号1225頁）

【本判决の主要な意義】

ペンション経営準備中の事故当時に無職で56歳の男子につき賃金センサス平均収入の80%を基礎にして逸失利益が認容された事例

【事実概要】

歩行中の訴外A（松本彰）に被告Y運転の軽四輪自動車が衝突して訴外Aが死亡した事案で、訴外Aの遺族XらがYに対して損害賠償を請求した。

【判決主文】一部認容、一部棄却

【判決要旨】

◇「具体的なペンション経営の開始時期は明確ではないものの、遅くとも、本件事故から一年程度の期間中には、亡彰が原告建物でペンション経営を開始する予定であつたと認められる」

◇「亡彰の逸失利益は、就労可能年数一二年にわたって、基礎収入を平成一二年の賃金センサス産業計・企業規模計・学歴計・男子労働者の六〇歳ないし六四歳の平均収入の八〇%に当たる三五二万九七六〇円とし、・・・死亡時における現価を算定するのが相当である」。「けだし、基礎収入額については、ペンションの具体的な経営開始時期、経営内容の詳細等は不明であること、」（中略）などに「鑑みると、亡彰の将来の年金収入を加味しても、その収入は、

一般に定年後である六〇歳ないし六五歳の平均収入程度であり、また、この金額に達するまでには、数年を要するものと考えられることから、上記一二年間を通じてみれば、その八〇%程度の収入を得られる蓋然性が認められるからである」。

【留意事項】

ペンション経営が準備中であつたとはいえ、計画が明確なものであつたことが前提として認定されているので、事故当時に無職であつた事例とはいっても、典型的な無職者の逸失利益算定のケースではないかもしれない。

☆013 東京地判平成17年1月25日(交民38巻1号130頁)

【本判決の主要な意義】

事故当時に就労していなかったと認定された27歳男子につき休業損害を認めず、後遺障害による逸失利益を労働能力喪失率に基づいて算定し認容した事例

【事実概要】

Y2が保有しY1が運転するタクシー(事業用普通乗用車)が、X(甲野太郎)が運転する自家用原動機付自転車に衝突した(甲事件)。さらに、Xの自家用原動機付自転車が、Zが所有し運転するタクシー(事業用普通乗用車)に衝突した(乙事件)。甲事件においてXはY1およびY2に対して損害賠償を請求した。

【判決主文】一部認容、一部棄却

【判決要旨】

- ◇以下は甲事件に関する判決内容である。
- ◇休業損害について、以下のように判示された。「本件事故当時、原告甲野が就労し、稼働していたことを認めるに足りる証拠はない」。「原告甲野が、本件事故に遭わなかったとすれば、症状固定時までの時期に就労し収入を得た蓋然性が高いものとはいえないから、休業損害を認めることはできない」とした。
- ◇続いて、後遺障害による逸失利益について以下のように判示して認容した。「原告甲野は、…後遺障害を負ったところ、その後遺障害の内容・程度からすれば、その労働能力の五%を五年間にわたり喪失したものと認めるのが相当である。そして、…原告甲野が本件事故に遭わなかったとすれば、症状固定時までに就労し収入を得た蓋然性が高いものとはいえないものの、症状固定時までの期間や上記の労働能力喪失期間に加え、原告甲野は症状固定後就労の意

思があると認められること…、原告甲野の症状固定時の年齢は二九歳であることからすれば、基礎収入を平成一四年賃金センサス男性労働者・学歴計二五歳から二九歳の平均年収四〇四万七〇〇〇円の八割である三二二万七六〇〇円として、後遺障害逸失利益を算定するのが相当である」とした。

【留意事項】

事故当時就労していなかったことを根拠として休業損害を全く認めていないにもかかわらず、後遺障害による逸失利益の算定においては労働能力の喪失を根拠にこれを認めている点は、重要なところであり、注目すべき点であると考ええる。

以上のような検討結果を概観すると、9件の下級審裁判例のうち、逸失利益を否定しているのは☆006と☆010の2件のみであり、その他の7件は、一部であっても、失業者などの無職者の逸失利益を認容している。否定事例の☆006は、保険金目的で自傷行為をしたことが疑われるような者の事例であり、その者にそのような行為を繰り返させないという政策的判断からも結論はやむを得ない事例といえることができようし、また、☆010は71歳の被害者の事例であり、一般的な考え方に基けば、逸失利益は否定されることもやむを得ない事例といえよう。他方、認容した7件については、一応、「勤労意欲」は問題にする事例もあるものの、厳密にその事項を検討している様子は窺われない判決文となっている。総合的には、下級審の裁判例は、最判昭和44年にもかかわらず、失業者などの無職者の逸失利益を認容する傾向があることは明らかである。

VII 結論

最高裁昭和44年判決は、就労していながらも、事故当時その収入が生活費を下回っていた者について、「勤労意欲が乏しい者」と認定した上で、逸失利益をゼロとした。

しかし、無職者一般に関する最高裁のその他の判例(幼児、専業主婦など)、学説(実務家を含む)全般の考え方の動向、さらに、最判昭和44年の後の下級審裁判例の検討結果を踏まえると、「勤労意欲の乏しい者」についても、一定限度の逸失利益を認めてよいと史料される。

